

1. 組合規約

石油製品販売健康保険組合

石油製品販売健康保険組合同規約

第1章 総 則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、石油製品販売健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。

東京都千代田区三番町1-5

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

第2章 組 合 会

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会の議員の定数は、34人とする。

(被選挙権を有しない者)

第6条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

(1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 日本国外にある者であってその期間が3ヶ月以上の者

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、3年とする。

2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前であるときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

- 3 議員に欠員が生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第8条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。

ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条 互選議員の選挙は、全被保険者を一選挙区として行う。

- 2 互選議員の定数は、17人とする。

(互選議員の選挙の管理)

第10条 互選議員の選挙においては、選挙区に選挙長をおかななければならない。

また2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかななければならない。

- 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
- 3 選挙長は、選挙会の開閉、投票及び開票の管理並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
- 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。
- 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書きの規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

(当選人)

第11条 選挙の結果、得票数の多い者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、互選議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書きの規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第 12 条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第 14 条 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定議員に欠員が生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就退職)

第 15 条 議員が就退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

第 16 条 通常組合会は、毎年 2 月及び 6 月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第 17 条 理事長は、議員の定数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

2 前項のほか理事長は、必要であるときはいつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会の招集手続)

第 18 条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも 6 日前に招集状を送付しなければならない。

- 2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
- 3 組合会はテレビ会議システム及びウェブ会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という）により開催することができる。

（代理）

第 19 条 議員は、次の各号のいずれかの理由により組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

- （1）議員の疾病、負傷又は分娩
- （2）議員の親族の弔忌
- （3）議員に係る災害又は交通途絶
- （4）前各号に準ずるやむを得ない理由

- 2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席するほかの互選議員でなければ代理を行うことができない。

（組合会の傍聴）

第 20 条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし組合会において傍聴を禁止する決議があったときまたは会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

（組合会の会議規則）

第 21 条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

（組合会の議決事項）

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- （1）規約の変更
- （2）収入支出予算及び事業計画
- （3）収入支出決算及び事業報告
- （4）規約及び規程で定める事項
- （5）その他重要な事項

- 2 理事長は次のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは期日を定めて第 19 条第 1 項の規定による書面の提出を求める

こととし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。）第 9 条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害または交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は前項の議決を行った場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第 23 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及びその賛否の数

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決を行った場合の会議録には、第 1 項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決を行った場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

(議員の旅費及び報酬補償)

第 24 条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第 25 条 組合会は、法第 20 条に規程する検査を行う場合において、委員を置くことができる。

2 前項の検査に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第 3 章 役員及び職員

(理事の定数)

第 26 条 この組合の理事の定数は、14 人とする。

(理事及び監事の任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。

3 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。

5 理事及び監事は、第 1 項の規程にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第 28 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙によりおこなわなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合はこの限りではない。

2 前項の投票は、1 人につき 1 票とする。

3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。

4 前各項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第 29 条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集の手続き)

第 30 条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の5日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。

ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 前項の規程に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。

5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第 31 条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

(1) 常務理事の選任及び解任に関する事項

(2) 事業運営の具体的方針の決定

(3) 財産管理の具体的方法の決定

(4) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項

(5) この他組合同規約に定める事項

(理事会の議事)

第 32 条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることが

できない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

6 理事長は次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難あると認められるときは、期日を定めて第1項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 理事の疾病、負傷
- (2) 理事に係る災害または交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

7 理事長は前項の議決を行った場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の会議録)

第33条 理事会の議事については、会議録を作成する。

2 前項の会議録については、第23条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第34条 理事長は、組合の事務を総理し、第31条の規程により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

(監事の職務)

第36条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。

3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第 37 条 理事長は、施行令第 7 条第 4 項の規程に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

2 理事長は、前項の規程による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第 38 条 理事長は、第 34 条に規程する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第 39 条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第 40 条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第 41 条 第 24 条の規程は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第 42 条 この組合に必要な職員（事務長その他）をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項が定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 組 合 員

(組合員の範囲)

第 43 条 この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第 3 条第 4 項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下、法第 3 条第 4 項の規定による被保険者を「任意継続者」という）を含む。）を組合員の範囲とする。

- (1) 石油製品を販売することを主たる業とする事業所
- (2) 石油製品を販売することを主たる業とする事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする団体の事務所
- (3) 組合の設立事業所との間で、証券取引法(昭和 23 年法律第 25)の規程に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第 8 条第 3 項又は第 5 項に規程する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所
- (4) 石油製品販売健康保険組合の事務所

(標準報酬)

第 44 条 被保険者の標準月額につき法第 41 条第 1 項若しくは第 42 条第 1 項の規程により算定することが困難であるとき、又は法第 41 条第 1 項、法第 42 条第 1 項若しくは法第 43 条第 1 項の規程により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

第 5 章 財 務

(会計年度独立の原則)

第 45 条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第 46 条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度

- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度
ただし、法令の規程又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第 47 条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 組合費
- (3) 保険給付費
- (4) 納付金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 財政調整事業拠出金
- (8) 連合会費
- (9) 積立金
- (10) 雑支出

2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 還付金
- (3) 積立金
- (4) 雑支出

(準備金の保有方法)

第 48 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。

ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

なお、介護納付金に係る準備金は、原則として第1号の方法によって保有しなければならない。

- (1) 郵便貯金
- (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定できるものを除く。)
- (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、または外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)
- (4) 国債又は地方債
- (5) 政府保証債又は金融債
- (6) 担保付社債
- (7) 抵当証券
- (8) コマーシャルペーパー
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
- (11) 法第150条の規程による施設である土地及び建物

- 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない

(準備金以外の積立金の保有方法)

第49条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず退職積立金については、その積立総額の2分の1に相当する額の範囲内で組合の役職員が組合から支払いを受けることができる退職手当金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。
- 3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合財産の管理方法)

第50条 この組合の財産の管理方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第6章 公 告

(公告の方法)

第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示し、又は健保ニュースに掲載する。

第7章 保険給付

(医療機関の指定)

第52条 この組合が法第63条第3項第2号の規程により同号に掲げる病院若しくは診療所、又は薬局として指定しようとするとき、組合会の議決を経なければならない。

(一部負担還元金)

第53条 この組合は健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規程に基づき被保険者の支払った一部負担金についてその還元を行う。

- 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件（法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 前2項の規程により算出した額が2,000円未満のときは、支給しない。ただし、その支給額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 4 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

(付加給付)

第 54 条 この組合が、法第 53 条の規程により支給する付加給付は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問看護療養費付加金
- (2) 家族訪問看護療養費付加金
- (3) 家族療養費付加金
- (4) 合算高額療養付加金

2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間については支給しないものとする。

3 付加給付の支給手続に関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養費付加金)

第 55 条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第 88 条の規程により、訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額を控除して得た額から、別表に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 前 2 項の規程により算出した額が 2,000 円未満のときは、支給しない。ただし、その支給額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(家族訪問看護療養費付加金)

第 56 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 111 条の規程により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第 111 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

- 3 前2項の規程により算出した額が2,000円未満のときは、支給しない。ただし、その支給額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(家族療養費付加金)

第57条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規程により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し家族療養費付加金を支給する。

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 前2項の規程により算出した額が2,000円未満のときは、支給しない。ただし、その支給額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(合算高額療養費付加金)

第58条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

- 2 合算高額療養費付加金の額は別表に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 前2項の規程により算出した額が2,000円未満のときは、支給しない。ただし、その支給額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第8章 その他の事業

(施設の利用等)

第59条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において保健事業として実施する被保険者又は被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。

第9章 個人情報の保護

(個人情報保護の徹底)

第60条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は公示の日から施行する。

附 則

(家族療養附加金)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和39年4月診療分より適用する。

附 則

(事務所所在地変更)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和40年9月20日より適用する。

附 則

(家族埋葬料附加金、家族療養附加金)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和42年4月1日より適用する。
ただし、第47条第2項の改正は昭和42年4月診療分より適用する。

2 第46条の改正施行の日前に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

(議員の定数、理事の定数)

この規約の改正は認可の日から施行する。

附 則

(組合員の範囲)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和44年1月1日から適用する。

附 則

(組合の事務所住居表示変更)

住居表示に関する法律第1項及び第2項の規定により、昭和44年4月1日より第4条の住居の表示を下記の通り変更する。

東京都中央区銀座1丁目13番12号

附 則

(議員の定数、理事の定数)

この規約の改正は認可の日から施行する。

附 則

(家族療養附加金)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和48年1月診療分より適用する。

附 則

(事務所所在地変更)

事務所移転により昭和48年4月16日より下記のとおり変更する。

東京都千代田区四番町7番地

附 則

(家族療養附加金)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和48年10月診療分より適用する。ただし、昭和48年10月前の診療分にかかる家族療養附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(家族療養附加金)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和49年2月診療分より適用する。ただし、昭和49年1月以前の診療分にかかる家族療養附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(準備金以外の積立金の保有方法)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和49年4月1日より適用する。

附 則

(分娩附加金、配偶者分娩附加金、育児手当附加金、配偶者育児手当附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和49年11月1日より適用する。ただし、昭和49年11月1日前の分娩もしくは死亡にかかる給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(理事の定数)

この規約の改正は認可の日から施行する。

附 則

(予備費の費途)

この規約の改正は認可の日から施行する。

附 則

(組合員の範囲)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和51年7月より適用する。

附 則

(家族療養附加金)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和53年6月1日請求分より適用する。ただし、昭和53年6月1日以前の請求分にかかる家族療養附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(家族療養附加金)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和56年3月1日より適用する。ただし、昭和56年2月28日以前の請求分にかかる家族療養附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(被選挙権を有しない者、家族療養附加金、予備費の費途)

この規約の変更は認可の日から施行し、昭和56年3月1日より適用する。

附 則

(一部負担還元金、附加給付、家族療養附加金、合算高額療養附加金、予備費の費途、準備金の保有方法)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和59年10月1日より適用する。

附 則

(予備費の費途、準備金の保有方法、準備金以外の積立金の保有方法)

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和60年4月1日より適用する。

附 則

この規約改正は次の総選挙からこれを施行する。

附 則

この規約の改正は認可の日から施行し、昭和62年3月1日から適用する。

附 則

(施設の利用等、還付金)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成元年4月1日より適用する。

附 則

(予備費の費途、準備金の保有方法、準備金以外の積立金の保有方法)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成2年4月1日より適用する。

附 則

(会計年度独立の原則)(会計年度所属区分)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成3年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は平成6年10月1日から施行する。

附 則

(分娩附加金及び配偶者分娩附加金に関する経過措置)

2. 平成6年10月1日前の分娩にかかる分娩附加金及び配偶者分娩附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(育児手当附加金及び配偶者育児手当附加金に関する経過措置)

3. 平成6年10月1日前の分娩にかかる育児手当附加金及び配偶者育児手当附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(家族療養附加金に関する経過措置)

4. 平成6年10月1日前の療養にかかる家族療養附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この規約の改正は認可の日から施行し、平成7年4月1日より適用する。
ただし、第50条並びに第51条については、平成7年4月診療分より適用する。

附 則

この規約の改正は認可の日から施行し、平成7年4月1日より適用する。

附 則

(一部負担還元金、家族療養附加金、合算高額療養附加金、訪問看護療養附加金、家族訪問看護療養附加金に関する経過措置)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成9年4月1日診療分より適用する。ただし、平成9年4月1日以前の診療分にかかる一部負担還元金、家族療養附加金、合算高額療養附加金、訪問看護療養附加金、家族訪問看護療養附加金については、なお従前の例による。

附 則

(予備費の費途)

この規約の改正は平成11年4月1日から適用する。

附 則

(一部負担還元金、家族療養附加金、合算高額療養附加金、訪問看護療養附加金、家族訪問看護療養附加金に関する経過措置)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成12年4月1日診療分より適用する。ただし、平成12年4月1日以前の診療分にかかる一部負担還元金、家族療養附加金、合算高額療養附加金、訪問看護療養附加金、家族訪問看護療養附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(介護保険料の負担割合、会計年度独立の原則、会計年度所属区分、予備費の費途、準備金の保有方法、準備金以外の積立金の保有方法、組合財産の管理方法)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成12年4月1日より適用する。

附 則

(介護保険料の負担割合)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成13年4月1日より適用する。

附 則

(互選議員の選挙の管理)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成13年4月1日より適用する。

附 則

(準備金の保有方法)

この規約の改正は認可の日から施行する。

附 則

(訪問看護療養附加金、家族訪問看護療養附加金)

この規約の改正は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は届出の日から施行する。

附 則

(組合員の範囲)

この規約の改正は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(一部負担還元金、訪問看護療養付加金、家族訪問看護療養付加金、家族療養付加金、合算高額療養付加金に関する経過措置)

(施行期日)

第 1 条 この規約は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 16 年 4 月 1 日以前の療養にかかる一部負担還元金、訪問看護療養付加金、家族訪問看護療養付加金、家族療養付加金、合算高額療養付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(一部負担還元金、訪問看護療養付加金、家族訪問看護療養付加金、家族療養付加金、合算高額療養付加金に関する経過措置)

(施行期日)

第 1 条 この規約は平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 17 年 7 月 1 日以前の療養にかかる一部負担還元金、訪問看護療養

付加金、家族訪問看護療養付加金、家族療養付加金、合算高額療養付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(埋葬料付加金、家族埋葬料付加金)

この規約は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(一部負担還元金、高額療養付加金)

この規約の改正は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(会計年度所属区分)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日より適用する。

附 則

(一部負担還元金)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成 19 年 8 月診療分より適用する。ただし、平成 19 年 7 月以前の診療分にかかる一部負担還元金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(家族療養費付加金)

この規約の改正は認可の日から施行し、平成 19 年 8 月診療分より適用する。ただし、平成 19 年 7 月以前の診療分にかかる家族療養付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(議員の定数・互選議員の選挙区及び議員数・互選議員の選挙の管理・当選人・理事の定数)

この規約の改正は、次期選挙（平成 19 年 6 月 11 日）から施行する。

附 則

(組合の名称・組合員の範囲)

この規約の改正は認可の日から施行する。

附 則

(理事会の招集、理事会の議事、監事の職務、理事長の専決、会計年度所属区分、予備費の費途、準備金の保有方法、準備金以外の積立金の保有方法、一部負担還元金、付加給付、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、出産育児一時金付加金、家族出産育児一時金付加金、家族療養費付加金、高額療養費付加金、個人情報保護の徹底)

この規約は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、施行日前において保有する準備金の保有方法については、なお従前の例による。

附 則

(一部負担還元金、付加給付、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、出産育児一時金付加金、家族出産育児一時金、埋葬料付加金、家族埋葬料付加金、家族療養費付加金、高額療養費付加金)

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

但し、施行日前にかかる一部負担還元金、付加給付、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、出産育児一時金付加金、家族出産育児一時金、埋葬料付加金、家族埋葬料付加金、家族療養付加金、高額療養費付加金については、なお、従前の例による。

附 則

(組合の事務所等)

この規約は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する
東京都千代田区三番町 1-5

附 則

(理事会の決定事項)

この規約は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する

附 則

(予備費の費途)

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(一部負担還元金、付加給付、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、
家族療養費付加金、合算高額療養費付加金)

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(一部負担還元金、付加給付、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、
家族療養費付加金、合算高額療養費付加金)

この規約の改正は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約の改正は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 施行日前の療養に係る（一部負担還元金）（訪問看護療養費付加金）
（家族訪問看護療養費付加金）（家族療養付加金）（合算高額療養付加金）の支給に
ついては、なお従前の例による。

附 則

(組合員の範囲)

この規約の改正は、平成 31 年 3 月 11 日から施行する

附 則

(組合会の招集手続、組合会の傍聴、組合会の議決事項、会議録の作成、理事会の招
集の手続き、理事会の議事、理事長の専決)

この規約の改正は、令和 2 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

(当選人、会議録の作成、理事、理事長及び監事の選挙、職員、準備金の保有方法、一部負担還元金、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、家族療養費付加金、合算高額療養費付加金、施設の利用等、別表)

この規約の改訂は令和3年2月18日から施行する

附 則

(理事、理事長及び監事の選挙)

この規約は、次期選挙の日から施行する

附 則

(常務理事及びその職務、組合員の範囲)

この規約は、令和4年2月17日から施行する

一部負担還元金等の自己負担額

1. 下記のいずれかに該当する場合

- ア. 70歳未満の被保険者又はその被扶養者の場合
- イ. 70歳未満の被保険者と70歳以上の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合
- ウ. 70歳以上の被保険者と70歳未満の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

| 区分 | 自己負担額 |
|---------------|----------|
| 標準報酬月額83万円以上 | 150,000円 |
| 標準報酬月額53～79万円 | 110,000円 |
| 標準報酬月額28～50万円 | 70,000円 |

2. 70歳以上の被保険者又はその被扶養者の場合

| 区分 | 自己負担額 |
|---------------|----------|
| 標準報酬月額83万円以上 | 150,000円 |
| 標準報酬月額53～79万円 | 110,000円 |
| 標準報酬月額28～50万円 | 70,000円 |